株式会社三春情報センター	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号横浜ランドマークタワー十一階千百九	内装仕上げ施工	
小松ニット株式会社	石川県小松市長田町ヲ百十七番地一	婦人子供服製造	
サンカプセル株式会社	静岡県静岡市清水区入江三丁目十番二十一号	工業包装	
株式会社三鶴工業所	愛知県名古屋市中川区中野本町二丁目五十七番地	溶接	
有限会社**真**通商	愛知県一宮市森本五丁目二十一番二十号	婦人子供服製造	
株式会社エスジーケー	愛知県小牧市東四丁目百八十番地	機械加工	
富士レジン化工株式会社	愛知県みよし市福田町宮下七番地	プラスチック原材料加工	
キョーラク株式会社	京都府京都市上京区烏丸通中立売下る龍前町五百九十八番地の一	プラスチック成形	
株式会社エースデザイン	京都府京都市山科区西野楳本町百三十二番地一	印刷	
片山ストラテック株式会社	大阪府大阪市大正区南恩加島六丁目二番二十一号	溶接	
株式会社ナイス	大阪府大阪市淀川区新高一丁目七番二十九号	ドライクリーニング	
ヤマネ興産株式会社	山口県長門市日置上八百八十五番地	溶接	
ヤマネ鉄工建設株式会社	山口県長門市日置上八百八十五番地	溶接	

○国税庁告示第二十七号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十三日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人市民セクターよこはま	神奈川県横浜市中区住吉町二丁目二六番地	中野しずよ	平成二十四年七月十六日から平成二十九年七月十五日まで
特定非営利活動法人ストップ結核パートナーシップ日本	東京都千代田区三崎町一―三―一二号結核予防会内	田中　慶司 白須　紀子 森　亨	平成二十四年七月十六日から平成二十九年七月十五日まで
特定非営利活動法人Ｌｉｖｉｎｇ ｉｎ Ｐｅａｃｅ	東京都品川区八潮五丁目十番四九―一二一〇号	愼　泰俊	平成二十四年七月十六日から平成二十九年七月十五日まで

○農林水産省告示第千六百七十五号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

第二十八号中「秩父郡皆野町大字皆野千七百九十八番地一」を「秩父市日野田町一丁目七番十号」に改める。

第三十七号中「幸町十三番十三号」を「玉島八島千五百十番地一」に改める。

第九十四号中「森沢四十番地一」を「東原百五十七番地三」に改める。

第二百十七号中「福岡県有明海海苔共販漁業協同組合連合会」を「旧福岡県有明海海苔共販漁業協同組合連合会」に、「平成十八年三月」を「平成十八年三月　平成二十四年五月」に改める。

第四百十六号中「荒砥甲字長表二七百二十四番一」を「畔藤五千二百七十七番地二」に改める。

第四百二十二号の次に次の一号を加える。

四百二十二の二	上野土地改良区	三重県伊賀市上野丸之内百八十二番地の三	平成二十三年十月

第四百二十八号の次に次の六号を加える。

四百二十九	株式会社ライフサポート北越後	新潟県新発田市島潟字弁天千三百四十一番地一	平成二十四年四月
四百三十	ＪＡ御殿場協同サービス株式会社	静岡県御殿場市茱萸沢五番地	平成二十四年四月
四百三十一	三重くまの森林組合	三重県熊野市久生屋町千三百六十八番地二	平成二十四年四月
四百三十二	四万十町森林組合	高知県高岡郡四万十町大正四百七十三番地一	平成二十四年四月
四百三十三	佐賀玄海漁業協同組合	佐賀県唐津市海岸通七千百八十二番地二百三十三	平成二十四年四月
四百三十四	福岡有明海漁業協同組合連合会	福岡県柳川市三橋町高畑二百七十一番地	平成二十四年六月

○国土交通省告示第七百七十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月十三日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北陸自動車道	三条市福島新田字上道下丙八二〇番一から同市福島新田字上道下丙九九七番一まで	平成二十四年七月十三日十五時

○国土交通省告示第七百七十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年七月二日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5081号	回頭角速度計　ＭＨＲ130－ＲＡＴ	横河電子機器株式会社	神奈川県秦野市曽屋500番地